広田社歌合に見る俊成の神祇観について

檜垣　孝

一

藤原俊成（一一一四〜一二〇四）の私家集『長秋詠藻』の下巻の構成は、大まかにいえば「雑歌」「釈教歌」「神社歌」「雑歌」の順で、それぞれの歌数は、雑歌四二首、釈教歌六六首、神社歌七首、雑歌五首となっている。[1]神社歌七首の内訳は、奉幣使として賀茂社に参詣した折の述懐一首、住吉社歌合歌一首、広田社歌合歌二首、別雷社歌合歌三首である。雑歌の合計四七首や釈教歌の六六首に比べて、神社歌七首はいかにも少ないのであるが、七首のうちの六首が三種の神社奉納歌合の歌で占められている点に注目される。

以下に、神社歌七首のうちの三種の神社奉納歌合の歌を引用しておきたい。

住吉社の歌合に、述懐歌とて詠める

いたづらにふりぬる身をも住吉の松はさりともあはれ知るらん（四七〇）

そののち又、広田社に御うらやみあるよしの夢のつげありとて、同じく歌合すゝめし時、詠みて加へし三首がうち

社頭雪

いさぎよき光にまがふ塵なれや御前の浜に積もる白雪（四七一）

述懐

ちはやぶる神にたむくる事の葉は来む世の道のしるべとをなれ（四七二）

賀茂神主重保、かの社に歌合といふこと人〳〵にすゝめて詠ませ侍りし三首歌

霞

杣下し霞たなびく春来れば雪げの水も声あはすなり（四七三）

花
身にしめしその神山の桜花ゆきふりぬれど変はらざりけり（四七四）
述懐
立帰り捨ててし身にも祈るかな子を思道は神も知るらむ（四七五）[2]

筆者はこれまで、俊成における神祇信仰について考察してきたが、住吉信仰については、住吉明神を和歌の守護神と認め、和歌一筋に生きてきた自身を加護してくれるにちがいないという意識で信仰を寄せていたのであろうと考え[3]、自ら百首歌を詠んで伊勢・賀茂・春日・日吉・住吉の各社に奉納したいわゆる『五社百首』から神祇歌として勅撰集に入集した歌を検討してみて、俊成の各社への態度は、久保田淳氏が「中世和歌と『神』」において、

俊成にとっての神は、文治六年（一一九〇）『五社百首』が奉納された伊勢・賀茂・春日・日吉・住吉などの大神であって、土俗信仰を色濃くとどめた道祖神や聖天はほとんど考慮外であったのであろう[4]。

と述べているところに重なるであろうと考え、また、俊成の神祇歌は内容が多岐にわたるので詠まれた内容を分類し図式化して考えるなど[5]、考察を重ねてきた次第である。

本稿は、俊成における神祇観はどのようなものであったのかということについて、特に「広田社歌合」を対称に考えてみるものである。

二

最初に、『長秋詠藻』に用いられている「神社歌」という用語について考えてみたい。歌題または部立として用いられた「神社歌」という用語は、実は『長秋詠藻』のみに見えるもので、時代を通じて他の歌集には用いられていない[6]。ただし、「神社」という用語を歌題または部立として用いているものは、『長秋詠藻』成立以前では、『為忠家初度百首』の雑部の中に「神社」という歌題が見え[7]、俊成と同時代の歌人の私家集では、『秋篠月清集』と『拾玉集』にも歌題として用いられていることがわかる。俊成以後のものでは、『頸氏集』・『草根集』・『柏玉集』・その他数種の私家集に、一首または二首の歌題として「神社」が検索できるが、その数は少ない。

これに対し、歌題または部立としての「神祇」・「神祇歌」という用語は、やや古くから用いられているようで、『後拾遺集』第二十巻雑六の部に「神祇」の小部立があり一九首入集しているのが最初で、以下、『散木奇歌集』第六悲歎部に「神祇」の小部立で二一首、『久安百首』雑部に「神祇」の歌題で各歌人が二首ずつ詠んでいるのなどが知られる[8]。以後、俊成と同時代には、『続詞花集』巻第八の一巻が「神祇」の部立で占められ二五首入集し、『月詣集』巻第十一の目録に「十一月附神祇」とあり[9]、『山家集』の下巻雑部にも「神祇十

と述べ、さらに、松田武夫氏が「長秋詠藻考」において、「雑歌及釈教歌に比して、神社歌は僅かに七首であって、他との均衡上特異な観を呈する点がある」[11]と述べていることを紹介しながら、先ず、「別雷社歌合」歌三首のうち、内容的には季節の部に移してもおかしくない歌があるとして、

この後あまり時を置かず俊成の手で成ったと見られる「俊成家集」A'歌群（古典文庫本「長秋詠藻異本」）では、472・473はそれぞれ春部の霞「花」の歌群に移されて、雑歌の「神祇」歌群に残された474とは別の扱いを受けているのである。[12]

と考察し、

長秋詠藻は、恐らく出家以前の段階で、原型ともいうべき稿が成立していたのであり、出家後の治承二年三月の編纂の段階では、出家と信仰という二つの要素を反映させた「神社歌」k歌群・（雑歌）l歌群が加えられてまとめられたと推測してみたいのである。

と結論している。結局、神社歌七首は数は少ないが、またその中には神社歌でなくともよい歌もあるようであるが、それらを認めながらも、あえて「神社歌」を置いたのであるということであろう。

三

以下、『長秋詠藻』下巻の「神社歌」七首のうちの、「広田首」の歌題が見えるなど数は増してゆく。俊成の時代には、既に「神祇」や「神祇歌」という用語を用いることが定着しつつあったので、『長秋詠藻』においても小部立を「神祇歌」としてもよかったであろうが、一首は賀茂社への奉幣時の歌であり、他は三社への奉納歌合の歌であり、神社名がはっきりしているので「神社歌」という用語で括ったのではないかと考えられる。後に勅撰集『千載集』を編纂するにあたって、「神祇歌」という用語（部立名）を用いたのは自然の流れであったといえよう。『千載集』以後の勅撰集は全て、「神祇歌」が一巻の部立となるのである。

『長秋詠藻』の下巻に「神社歌」という小部立があることについては、松野陽一氏が、『長秋詠藻』の構成を論じる中で、既に詳しく考察している。[10]松野氏は、「神社歌」を「神祇歌」と同じものとして考察を進め、

安元二年九月末の俊成の重態は、春日社信仰から日吉社信仰へと乗り換えたことへの神罰という噂がその直後に世上に流布した事実もあり、出家前と以後の神祇歌を比較した場合には、格段に、観念的な内容から、信心の強さを訴え、神意を迎えようとする傾向が強い。もし出家以前に家集編纂の機会があったとしても、質量的に部立を設けられなかったかもしれぬ「神祇歌」は、出家後には欠くことのできぬ要素にまで育っていたものと思われる。

社歌合」の歌二首（四七一・四七二番歌）について見て行きたい。

広田神社は、『国史大辞典』によれば、

祭神は撞賢木厳之御魂天疎向津媛命で、伊勢神宮の内宮の天照大御神の荒魂という。『日本書紀』によると、神功皇后が三韓から凱旋した時、「我が荒魂をば、皇居に近づくべからず、まさに御心広田の国に居らしむべし」（原漢文）との天照大御神の神誨により、山背根子の娘葉山媛をして斎き祀らしめたと伝える。脇殿と称する住吉・八幡・南宮松尾、八祖神を祭る別殿四社を後年本社と並べて広田五社といった。（中略）『延喜式』神名帳に名神大社として登載され、畿内において特に崇敬を受けた二十二社の一社とされ、奉幣勅使の派遣の事がしばしばあった。ことに和歌に霊験ある神として重んぜられ、社頭において歌合の行事がよく行われた。藤原俊成自筆で奉納した『広田社歌合』三巻は前田家の所有（尊経閣文庫）となり国宝に指定されている。[13]

と解説されている。傍線を付した「和歌に霊験ある神として重んぜられ」たということに注目しておきたい。

最初に、「神社歌」に撰入している、四七一番歌について見てみよう。この歌の詞書は、「住吉社歌合を催行した後、広田神社が羨ましく思っておられるという旨の夢のお告げがあったので、又、同じように歌合を催すために人々に和歌を詠むよう勧めた時、詠んで加えた三首のうちに、『社頭雪』題で詠んだ歌」といった意となっている。広田神社が羨んだため歌合を催したとするのは、『長秋詠藻』のこの記述と、後年の成立になる『古今著聞集』巻第五に収められた説話[14]だけであるが、萩谷朴氏が、『広田社歌合』の「成立名称」において、

長秋詠藻には、本歌合開催の動機を説明して「（嘉応二年十月住吉社歌合の後）広田の社で神さまが御羨みでいらっしゃる旨の夢のお告げがあったというので、同様に歌合を勧進した。」とあり、古今著聞集は更に、その夢のお告げを見たものが一人ならず両三人にまで及んだと、奇跡の信憑性を誇張しているが、これは要するに、大治三年九月廿八日神祇伯顕仲住吉社歌合に「前々の歌合の後に、住吉の羨ませ給ふよしの夢、たびたびありしかば、まゐりて合はせられたるなり」とあった先例の模倣に過ぎず、神祇伯顕仲の場合には、西宮・南宮と広田神社における再度の歌合を住吉明神が羨ませ給うたというのを、住吉から広田へと逆に折り返したのであって、恐らく主催者道因の心中では、最初から構想せられていた演出であったと思われる。[15]

と考証していることによって、事情が知られる。当該歌詞書の記述は、道因の心中にあった最初からの構想に、俊成も同調してのものであったと考えてよい。そこには、俊成が、広

田神社の祭神を和歌の神と考えようとするなにがしかの意識を抱いていたのであろう、ということも感じ取ることができる。広田明神を和歌の神として考えるようになるのは、あるいは大治三年（一一二八）九月に神祇伯顕仲が勧進奉納した『西宮歌合』以後のことかも知れない。先に引用したように、脇殿に住吉神社を祀っていることからも、和歌の神としても認識はされていたと考えられるのである。事実、俊成は歌合の判を終えた後に、

敷島や道はたがへずと思へども人こそわかね神は知るらん（一七五）[16]

という歌を添え、広田明神が和歌に精進する我が身を理解してくれるであろうという気持ちを吐露していて、明神を和歌の神として観念していたことは見て取れるのである。

さて、四七一番歌は、歌合では、「社頭雪」題七番右の歌で、俊成は判を見合わせている。歌合本文を掲出すると、

七番　左持　　　　僧俊恵

注連のうちに神さびにける祝子がかしらの雪ぞふりかさねつる（一三）

右　　　　正三位行皇太后宮大夫藤原朝臣俊成

いさぎよき光にまがふ塵なれや御前の浜につもる白雪（一四）

左、神さびにけるとおき、かしらの雪ぞふりかさねつる、といへる心いとをかしくこそ侍めれ。

右、姿詞ことなること侍らぬうへに、判者の歌に侍りけり、依例不加判。

となっている。俊成は、俊恵歌に対しては、神職を努めて年をとった頭の白髪に白雪の降り積もる様を重ねた趣向を「いとをかし」と評し、自歌に対しては「姿詞ことなること（なし）」とし、判者自身の歌なので判を加えないとしている。[17]

ところで、この歌に見られる特徴は、「光にまがふ塵なれや」という第二・三句に窺える和光同塵の思想であろう。和光同塵については、日本古典文学大系本『長秋詠藻』の当該歌頭注、和歌文学大系本『長秋詠藻』の当該歌脚注、武田氏『広田社歌合全釈』の当該歌語釈にそれぞれ指摘があるとおり、[18]大きくは神仏習合思想に含まれる本地垂迹説により仏が神として出現するという思想である。俊成は、広田神社が仏教と深い関係のある神社であることを前提にして、「光にまがふ塵」という句を用いたのだといえよう。

四

次に、「神社歌」に撰入している、四七二番歌について見てみよう。この歌は、歌合では、「述懐」題七番右の歌で、俊成は判を持としている。歌合本文を掲出すると、

七番　左持　　　　俊恵

名にしおはば西てふ神を頼みおかんそなたをつひに願ふ身なれば（一二九）

右　　俊成

ちはやぶる神に手向くる言の葉は来む世の道のしるべともなれ（一三〇）[19]

左歌、西てふ神を頼みおかん、といへる姿をかしく、心あはれにこそおぼえ侍れ。

右歌は、身しづみ齢くれぬるものの述懐の題にあふ事は、憂へを延べ胸を休むべきたよりには侍れど、身の憂への事いまはなかなかにまかりなりて、申すにもおよばず侍れば、ただ今日の言の葉の手向けによりて、かへして当来世世の転法輪の縁とせんとばかりを思う給へ侍るを、左は姿いとをかしく侍れど、心ざしおなじ筋なるさまにみえ侍るにつきて、持をや乞ふべく侍らんとぞ思う給へ侍る。

となっている。傍線を施した部分について、和歌文学大系本『長秋詠藻』は、四七二番歌の脚注に、『和漢朗詠集』「仏事」に採られた白居易の詩句、「願以㆓今生世俗文字之業狂言綺語之誤㆒、翻為㆓当来世世讃仏乗之因転法輪之縁㆒」によることを注している。武田氏『広田社歌合全釈』は、当該歌合の［語釈］「かへして当来世世の転法輪の縁とせん」の項において、原典は『白氏文集』巻第七十「香山寺白氏洛中集記」であること、また、それと『和漢朗詠集』とでは文字に異同があることを述べ、［考察］において、

　左の歌は、西方浄土への往生を願う身なので、「西てふ神」、西の宮の神を頼らせていただこうと詠む。阿弥陀仏の住する浄土があるという西方に、西の宮を結びつけた趣向が主な特色であろう。後出の二十八番左の姓阿の歌、

　　名にしおへばたのみぞかくる西の宮そなたにわれをみちびくやとて

　は、この俊恵の歌とよく似ている。

　右の歌は、神にささげるこのたびの和歌が、後の世に仏の教えに近づく道しるべとなれと願う心を、率直に詠んでいる。左の歌とともに、神の本地を仏と見る立場での作である。

と詳しく注解している。「阿弥陀仏の住する浄土があるという西方に、西の宮を結びつけた趣向」は、他にもう一首、「述懐」題十七番左の資隆の歌、

　西にのみ運ぶ心の印をばそなたにいます神に祈らん（一四九）

にも見られる。俊成の判に、「左は西方の運心をそなたの神にいのり」というのも資隆歌の内容を言い換えたもので、西方浄土と西方に鎮座する広田神社とが深く関わるという発想なのだと受け止められる。俊成は、『白氏文集』を念頭においた上で、広田神社が仏教と縁のある神社であることを意識して狂言綺語観をふまえた歌作りをし、自身も仏道に近づきたいという願いを込めた判をしたのだということに注目して

おきたい

広田神社が「西てふ神」・「西の宮」であることは、現在の広田神社社務所発行のパンフレット【「廣田神社」の歴史と「西宮」（廣田神社略記）】の、［地名「西宮」の起源と廣田神社］の項に、

「西宮」の語は、この由緒深き廣田神社の別称として歴史に登場致します。律令国家時代の二官八省体制で、国の政治を担う太政官と並び、国の神事を司った神祇官の日誌にも、廣田神社への度々に亙る参拝を「西宮」参拝・「西宮」下向と記され、村上源氏・神祇伯白川家一族の廣田神社に於ける歌合の会は『西宮歌合』と称され、中世の辞書である『伊呂波字類抄』や『二十二社註式』『簾中抄』等にも「廣田社、世俗西宮と号す」「廣田社、西宮也」とありますように、「西宮」は廣田神社の別称として、中古から中世広く一般に認識されていたのです。

とあるのによって知られる。また、武田氏『広田社歌合全釈』も、俊恵歌の［語釈］の「にしの宮」の項に、

西という名の神。西の宮の神を言う。この西の宮は、広田の社のことで、摂社である浜の南の宮（社頭雪二十二番参照）に対しては、本社に相当する。すなわち大治三年に源顕仲が広田社の社頭で催した歌合は『西宮歌合』と呼ばれ、これに続いて摂社の南の宮で催した歌合が『南宮歌合』である。

と解説している。

また、この「広田社歌合」では、他の歌人達も神仏習合思想を背景に持つ歌を詠んでいる。それらを抜き出すと、「社頭雪」題の歌では、

神垣や迹垂れそめし庭なれば雪もここにぞ天降りける（八番右、盛方、一六）

迹垂るるとだえの神やこれならん御前の浜の雪のむら消え（十五番右、憲盛、三〇）

の二首が認められる。共に傍線を付した句によって本地垂迹思想に拠っていることが分かる作である。

「海上眺望」題の歌には見えないが、「述懐」題の歌では、

昔より誓ひ広田の神なれば祈る祈りもなるをとぞ聞く（十四番左、顕広王、一四三）

の一首がある。傍線部分に、広く衆生を救おうという仏の誓いそのままに、衆生済度を誓うのが広田の神であると詠まれていることが分かる。

なお、直接的に神や神社の語は詠まれていないものの、仏教的思想を基軸に詠まれている歌も見られる。いずれも「述懐」題の歌で、

憂きながら厭ひははてじ後の世もこれに勝らんものならなくに（一番右、大弐、一一八）

この世には数ならずとも九品わくる蓮のみとはなりなん（五番左、教長、一二五）

けふ結ぶ契りはつひに夢醒めん後の世までも頼もしきかな（六番右、実守、一二八）

二つなき法の教へをそむきつつ幾度むつの道に惑ひぬ（八番左、成範、一三二）

厭ひつつ捨てもやられぬ憂き身かなあやしや誰か惜しむなるらん（十二番右、亮季、一四〇）

憂きになほせめても惜しむこの世かなそむく心のかからましかば（廿一番左、顕綱王、一五七）

憂きながら身をばさすがに捨てやらであやまたぬ世を恨みてぞ経る（廿四番左、邦輔、一六三）

などが数えられる。神社奉納歌合にこのような仏教的内容を持った歌を寄せるのは、やはり広田神社が神仏習合の神社として歌人達に強く認識されていたことを窺わせるのである。

なお、「神社歌」には撰入していない、もう一首の「広田社歌合」の歌についても考えておきたい。この歌は、歌合では、「海上眺望」題七番右の歌で、判者も務めた俊成は自歌を負にしている。歌合本文を掲出すると、

七番　左勝　僧俊恵

雲の波わけゆく舟の消えぬるは天の河原に漕ぎやつけつる（七一）

右　皇太后宮大夫俊成

わたのはら漕ぎ離れぬる船路には心もえこそ繋がざりけれ（七二）

左歌、天の河原に漕ぎやつけつるといへる心、かの張博望之到牛漢（チャウハクバウガギウカンニイタシ）泝十万里之濤（バンリノナミニサカノボリ）といふ句の心をとられて侍り、いとをかしくこそ侍れ。

右歌は、又愚老の拙歌に侍るべし。さのみ判者の威をかりて咎をあらはさず侍らん神慮おそれあるべし。心繋がれずといへるばかりにては眺望の心さだめてすくなく侍らんかし。左歌の心まことに万里の波おもひやられて遙かにこそ覚え侍れ。よりて以左為勝。

となっている。両首とも、海上遙か沖合に遠ざかり行く船に心を馳せる心を詠んでいる。海上は広田神社社前の海上であろうが、和歌からはそのことは読み取れない。俊成歌は、自身が判詞で反省しているように、海上を眺望するという内容が薄れ、離れてゆく船を繋ぎ止められなかったと表現したことで、叙景よりも人事に傾いた歌となってしまっているといえよう。[20]

五

広田神社における神仏習合の様相は、広田の神の本地が記された書によっても確認できる。時代は下るが鎌倉末期の成立とされる『二十二社并本地』には、

広田　一殿聖観音。二殿阿弥陀。三殿高貴徳王大菩薩。四殿阿弥陀。五殿薬師[21]

とある。先に、武田氏『広田社歌合全釈』が、別称が「西宮」

であるという例としてあげている『伊呂波字類抄』についていえば、室町中期写本の十巻本『伊呂波字類抄』には本地についても記されていて、

　広田　五所大明神　在摂津国　本地阿弥陀(22)

とある。また、室町末期の成立であるという『諸社根元記』には、

　摂津国武庫郡広田社一座
　広田者大神宮御同体也、如二式文一者一座也、
　今現在五社也、後人之勧請乎、
　（中略）
　五社　一住吉　二広田　三八幡　四松尾　五八祖神(23)

とある。また、『諸社根元記』が土台になって書かれたとも、『諸社根元記』の方が改変された別本であるともされるものに『諸神記』があり、(24)大和文華館所蔵の『諸神記』（鈴鹿文庫5281）によれば、

　広田　号西宮　又云奥ニ委注ス
　摂津国武庫郡広田社一座
　広田者大神宮御同体也　如ハ式文ノ者一座也
　今現在五社也　後人之勧請乎
　一殿 住吉明神 本地聖観音　二殿 廣田 本地阿弥陀　三殿 八幡 本地高貴徳王
　四殿 南宮松尾 本地阿弥陀　五殿 八祖神 本地薬師　垂跡時代無正記(25)（原本、写本）

とある。両者をあわせて、広田神社はもともと一座で、祭神は伊勢皇大神宮と同体であったものが、後に五社にまで増えたこと、広田神社は五社の中では第二殿で、その本地は阿弥陀仏であると認められるということなどが分かる。『諸神記』は、五社の本地が記されている点で『諸社根元記』と異なる。

　同じ、広田神社への奉納歌合である大治三年（一一二八）神祇伯顕仲主催の『西宮歌合』には、仏教的な内容が窺える歌は見られないのに対し、およそ半世紀後の、道因が勧進し俊成が判を勤めた当該『広田社歌合』には、見てきたとおり仏教思想と関わる歌、狂言綺語観や本地垂迹思想による歌が相当数確認できるのである。広田神社における神仏習合思想の顕在化は、実は『西宮歌合』以後『広田社歌合』の成立に到る俊成の時代ではなかったかと考えられる次第である。

　俊成における広田神社に対する意識は、こうした神仏習合思想の顕在化に呼応して、既述した和歌の守護神として畏敬する観念と、仏としての神を崇拝する観念とを合わせ持ったものとなっているといえよう。

注

（1）松野陽一氏『藤原俊成の研究』（笠間書院、昭和四八・三）参照。松野氏は、続国歌大観本『長秋詠藻』によってその構成を示している。そのうちの下巻の構成は、

(大歌群)	(小歌群)	(続国歌大観番号)	(歌数)
下巻	i雑	360〜401	42
	j釈教①	402〜452	51
	j'（釈教）②	453〜467	15
	k神社	468〜474	7
	l（雑）	475〜479	5

となっている。

（2）『私家集大成』第三巻・中世Ⅰ（明治書院、昭和四九・七）に、『俊成Ⅰ』として収められたもの（いわゆる二類本の『長秋詠藻』）による。

（3）拙稿「俊成における住吉信仰」（日本文芸論稿、第八号、昭和五三・一二）、同「神仏感応歌考—住吉明神の場合を中心に—」（文芸研究、第一〇六集、昭和五九・五）

（4）久保田淳氏「中世和歌と『神』」（解釈と鑑賞、第五二巻第九号、昭和六二・九）

（5）拙稿「藤原俊成における神祇歌の世界」（『菊田茂男教授退官記念 日本文芸の潮流』〈おうふう、平成六・一〉）。この論稿において、『春日権現験記』を取り上げ、「俊成が月詣でをするほどの篤実な信仰を生涯にわたり寄せている様が描かれている」と述べたが、俊成は別人の俊盛であったので、ここに訂正しておきたい。

（6）『新編国歌大観〈CD-ROM版・Ver.2〉』（同集委員会編、角川学芸出版、平成一五・六）による。

（7）目録には「神社」とあるが、本文では「社頭」となっている。ちなみに、『為忠家後度百首』の冬（雪十五首）部の小部立の中に「神社雪」の語が見える。

（8）『久安百首』作者十四人のものは、各歌人の私家集の中にも収載されているものがあるが、それらの個々については取り上げない。また、成立前に死去したため差し替えられた忠盛の「久安百首」歌を収めた『忠盛集』にも「神祇二首」がある。

（9）現存の『月詣集』には、本文での「神祇」歌は欠落していて見ることができない。

（10）注（1）に同じ。

（11）松野氏『藤原俊成の研究』に前後十全な引用があるが、一文だけを抜き出した。原論文は、松田武夫氏「長秋詠藻考」（国語と国文学、昭五・八）である。後に『王朝和歌集の研究』（巌松堂、昭和一一・一〇）、さらに『王朝和歌集の研究』（白帝社、昭和四三・七）に収録。

（12）ここでの472・473・474歌は、注1に記した続国歌大観本の番号なので、本稿に掲出した「神社歌」とは歌番号が異なっている。これらは、「神社歌」のうちの四七三・四七四・四七五番歌に対応する。

（13）『国史大辞典』第十一巻（同編集委員会編、吉川弘文館、平成二・九）、「広田神社」の項参照。傍線筆者。

（14）日本古典文学大系84『古今著聞集』（永積安明氏他校注、岩波書店、昭和四一・三）、巻第五（和歌第六）、一六六「道因法師広田社の夢の告に依りて歌合の事并びに左大弁実綱述懐の事」

（15）萩谷朴氏『増補新訂 平安朝歌合大成』第四巻〈同朋舎出版、一九九六・七〉）。傍線筆者。

（16）注（6）に同じ。以下、和歌の引用は、特に断らない限り新編国歌大観本による。引用に際して、適宜、漢字に送り仮名を施し、仮名に漢字を当てたところがある。

(17) 判者自身の歌に判を加えない点については、武田元治氏が『広田社歌合全釈』（風間書房、二〇〇九・五）の当該歌での［考察］に、『袋草紙』を引用し、俊成自身が「住吉社歌合」の旅宿時雨二十五番、述懐十番でも触れていることなどを指摘した丁寧な説明がある。

(18) 日本古典文学大系本『長秋詠藻』は、日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』（久松潜一氏他校注、岩波書店、昭和三九・五）所収『長秋詠藻』をさし、その頭注には、「ちり」に対して、「和光同塵の思想を表している」と注している。和歌文学大系本『長秋詠藻』は、和歌文学大系『長秋詠藻 俊忠集』（川村晃生氏他校注、明治書院、平成一〇・一二）所収『長秋詠藻』をさし、その脚注で、「光にまがふ塵」に対して、「和光同塵。仏が衆生済度のため、知徳を隠して塵に汚れた俗世に姿を表すこと」と注し、さらに、一首の解説として、「本地垂迹思想を示す」と注している。武田氏『広田社歌合全釈』は、その語釈で、「光にまがふ塵」に対して、「光と区別なく見える塵。『和光同塵』を背景にした表現。『和光同塵』は、仏教で、仏・菩薩が衆生を救うために本来の威光を和らげて俗世に仮の姿を現わすことをを（ママ）言い、日本では特に本地垂迹の思想から、仏・菩薩が神として出現することを言った」と詳解している。

(19) 第五句「しるべともなれ」は、本稿に使用している『長秋詠藻』では「しるべとをなれ」（四七二番歌）である。

(20) この作は、『新続古今集』巻第十八雑歌中に入集していて、

承安二年広田社歌合に、海上眺望　　皇太后宮大夫俊成

わたの原漕ぎ離れぬる船路には心もえこそ繋がざりけれ（一八一二）

とある。前後に配された歌も、海上を眺望した感懐を詠んだものとなっている。叙景歌として優れているという判断のもとに入集したものと思われる。なお、『夫木和歌抄』（巻第三十六雑部十八、一七〇〇三、詞書「承安二年広田社三首歌合、眺望」）にも入集しているが、第二句が「漕ぎ離れゆく」、第三句が「波路には」となっていて異同がある。

(21) 『続群書類従』第三輯（上）神祇部（続群書類従完成会、一九五九訂正三版）。その成立については、『群書解題』第六巻に、「本奥書によるに、嘉暦三年（一三二八）十一月十五日、吉田神社神主某が前神祇伯三位の仰をうけて二十二社の本地を注記したという」とある。

(22) 築島裕氏責任編集『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇別巻二 伊呂波字類抄 第五巻』（汲古書院、平成一七・二）

(23) 『神祇全書』第一輯（佐伯有義氏編集校訂、思文閣、復刻版昭和四六・五）

(24) 『諸社根元記』と『諸神記』の成立の前後関係について、『諸社根元記』が先とするものに『国史大辞典』第七巻（同編集委員会編、吉川弘文館、昭和六一・一一）の「諸社根元記」の項があり、『諸神記』が先とするものに島居清氏「諸神根源抄・諸神記・諸社根元記に就いて（1）―諸神記と諸社根元記―」（ビブリア、30号、昭和四〇・二）がある。

(25) 国文学研究資料館の新日本古典籍総合データベースによる（外題が『諸神記』、内題は『諸社根元記』。データベース請求記号：257-40-1 O1334。47コマ目）